

事業者各位

鶴見労働基準監督署長
(公 印 省 略)

管理者向け墜落制止用器具講習会の開催について

平素から労働基準行政の推進につきましては、御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、安全带、改正後・告示後の墜落制止用器具につきましては、平成30年6月に行われた政令・省令改正の公布、特別教育規程改正の告示、ガイドラインの策定、同年11月の質疑応答集の公表を経て、本年1月25日の構造規格の告示をもって一連の改正を終え、2月1日から「墜落制止用器具」に係る政令・省令の施行、告示の適用が始まっています。

旧構造規格に基づく安全带は、令和4年1月1日まで経過措置により使用が可能となっておりますが、「新規格に目を通してハーンネスのどの部分がどう変わったのか分からないので知りたい。」「ショックアブソーバは2種類あるが、作業ごとに使い分ける必要があるのか。」等の意見を受付窓口やパトロール等の機会によく耳にするようになりました。

つきましては、このような意見、疑問に対してできるだけ当署としても対応、回答し、また、この機会に各事業場における墜落制止用器具について理解を深めていただくため、公益社団法人日本保安用品協会の保護具シニアアドバイザー山岸正氏を講師に迎えた1時間の特別講義と当署職員による30分の講義により構成した標記講習会を事業場の代表者、管理者を対象として行うことといたしました。2回目(午後)では、1回目午前の内容に加え、「働き方改革」について30分の説明を行います。

御多忙のところ恐縮ですが、貴殿の御出席又は安全管理担当の責任者が本講習会に出席されますようお願いいたします。

なお、資料、会場等の準備がありますので、出席される場合は、別添の出席回答書を令和元年6月12日(水)までに関、杵野あてFAX送信(FAX 番号045-501-4931)していただきたく併せてお願い申し上げます。

墜落制止用器具(フルハーンネス型)の使用方法、点検、廃棄について

記

- | | | | |
|---|-----|---|--|
| 1 | 日 時 | 令和元年6月17日(月) | 1回目 午前10時20分から正午まで
2回目 午後1時15分から午後3時40分まで |
| 2 | 場 所 | 鶴見労働基準監督署 1F 会議室(横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18) | |
| 3 | 内 容 | (1) 新構造規格におけるハーンネスの変更箇所(実物による新旧規格対比)
(2) 使用高さによる胴ベルト型、ハーンネス型の使い分け、ショックアブソーバの選択
(3) 墜落制止用器具(フルハーンネス型)の使用方法、点検、廃棄について
(4) 墜落制止用器具のガイドライン、質疑応答集について
(5) その他 安全带買い替え補助制度 ほか
○各講義の間に5分程度の休憩が入ります。
○本講習会は特別教育規程に基づく講習ではありません。 | |
| 4 | その他 | 当日は、筆記用具を御持参ください。費用は無料です。
不明な点につきましては、当署 関、杵野まで電話で御確認ください。
(電話045-501-4968) | |

管理者向け墜落制止用器具講習会出席回答書
(出席回答後の欠席回答書)

FAX 番号 045-501-4931

事業場名称	
所在地	TEL ()

☐ 内に点を入れ、空欄は必要により御記入ください。

☐ 令和元年6月17日(月)開催の標記講習会1回目午前に出席します。
出席予定者 名

☐ 令和元年6月17日(月)開催の標記講習会2回目午後に出席します。
出席予定者 名

○講習会で聞きたい内容、疑問点がございましたら簡単に記入ください。

--

☐ 欠席します。(出席回答後に欠席となった場合のみ送信ください。)

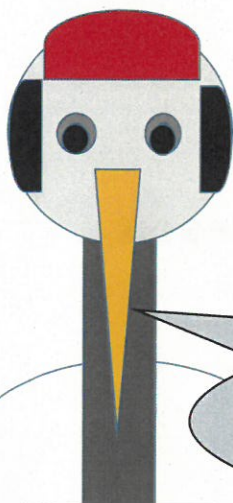
FAX 送付先 鶴見労働基準監督署 関、李野

FAX 番号 045-501-4931

(6月12日(水)までに当署あてFAX願います。)

注 講習会に出席される方は、公共交通機関をご利用願います。

(神奈川労務安全衛生協会鶴見支部)



CRANEくん

墜落制止用器具の規格

鶴見労働基準監督署

新構造規格の具体的な内容は鶴見労働基準監督署において
6月17日(月)に開催する管理者向け講習会で実物のハーネス
を使って説明します。是非お越し下さい。

○定義

フルハーネス、胴ベルト等の用語を定義した。

○使用制限

- (1) 6.75メートルを超える高さの箇所で使用する墜落制止用器具はフルハーネス型のものでなければならないこと
- (2) 墜落制止用器具は、着用者の体重とその装備品の質量の合計に耐えるものであること
- (3) ランヤードは、作業箇所の高さ・取付設備等の状況に応じ、適切なものでなければならないことを定めた。

○構造、部品の強度、材料、部品の形状、部品の接続

墜落制止用器具の構造、部品の強度、材料、部品の形状、部品の接続について、求められる要件とそれを確認するための試験方法等を定めた。

○耐衝撃性等

墜落制止用器具とその部品に求められる耐衝撃性等を確認するための試験方法等を定めた。

○表示

墜落制止用器具とその部品に求められる表示の内容を定めた。

○特殊な構造の墜落制止用器具等

特殊な構造の墜落制止用器具または国際規格等に基づき製造された墜落制止用器具に対する本規格の規定の適用除外について定めた。

「墜落制止用器具に係る改正の経過について」

平成29年6月13日 「墜落防止用の保護具に関する規制のあり方に関する検討会」の報告書公表

平成30年6月8日 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」
(平成30年政令第184号)公布

平成30年6月19日 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」
(平成30年厚生労働省令第75号)公布

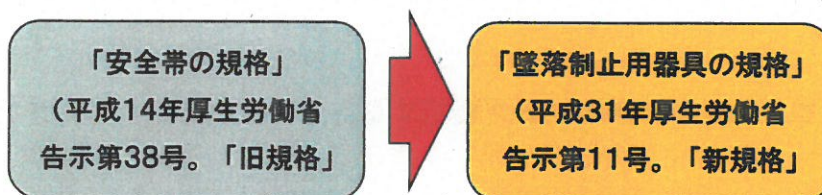
平成30年6月19日 「安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示」
(平成30年厚生労働省告示第249号)告示

平成30年6月22日 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」
(厚生労働省労働基準局長通達発出)

平成30年6月22日 「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」策定
(厚生労働省労働基準局長)

平成30年11月 「墜落制止用器具に係る質疑応答集」公表
(厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課)

平成31年1月25日 「墜落制止用器具の規格」
(平成31年厚生労働省告示第11号)告示



平成31年2月1日 政令、省令の施行 告示の適用

経過措置により、令和4年1月1日まで、旧規格に基づく安全帯の使用が可能です。